

資料 3 6

「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」結果について (内閣府)

平成 19 年 1 月 29 日公表

内閣府男女共同参画局では、配偶者から暴力を受けた被害者が自立して生活することを促進するための必要な支援策の検討に資するため、平成 18 年 10 月から 11 月にかけて、配偶者からの暴力の被害者を対象としたアンケート調査を実施し、799 人から回答を得た。

調査では、配偶者からの暴力の被害者がどのような状況に置かれているか、自立や心身の健康回復のためにどのような支援を望んでいるか、また、どのような支援を活用したのか等について聞いた。

調査結果の概要は以下のとおりである。

調査結果のポイント

- 1 被害者は、相手から離れて生活を始めるに当たって、様々な困難を抱えている。
 - 配偶者等と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%) が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)、「裁判や調停に時間やエネルギー、お金を要する」(48.9%)、「相手が怖くて家に荷物を取りに行けない」(48.1%)、「適当な就職先が見つからない」(36.7%) 等となっている。
 - 配偶者等と離れて生活を始めるに当たって、複数の様々な困難を抱える人が多い。
 - 配偶者等からの暴力により、怪我をしたり、精神的に不調をきたしたことが「ある」人(90.1%) は 9 割を占めている。このうち、医師の「診察等を受けたことがある」人は 67.2% で、7 割近くは診察を受けている。
 - 配偶者等と離れて生活を始めてから、相手から追跡された経験が「ある」人は 54.7% で半数以上になっている。
 - 裁判所に対する保護命令の申し立ての有無について、「申し立てを行い、発令されたことがある」人(29.8%) は約 3 割、「申し立てていない」人(59.3%) は約 6 割となっている。
 - 保護命令を申し立てていない理由は、「相手の反応が怖かったから」(34.8%) が最も多く、以下「保護命令の制度を知らなかったから」(28.1%)、「精神的な余裕がなかったから」(25.3%) 等となっている。

2 被害者の1か月当たりの収入は15万円未満が3分の2。

- 現在の就労状況は、「勤め人(パートタイム等)として働いている」人が44.1%で最も多くなっており、次いで「勤め人(フルタイム)として働いている」人(22.0%)が多く、「自営業」(0.8%)を合わせた「働いている」人は7割弱となっている。「仕事はしていない」人は27.9%で、このうち、「仕事を探している」人は36.9%、「仕事を探したいが探せない」人は48.8%となっている。
- 1か月当たりの収入(生活保護や児童扶養手当なども含む)は、「10～15万円未満」の人が35.3%で最も多く、以下「5～10万円未満」(21.7%)、「15～20万円未満」(16.8%)等となっており、回答者の3人中2人は、1か月当たりの収入が15万円未満となっている。
- 現在の住まいは、「公的施設(婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設など)」の人が56.6%で最も多く、次いで「民間賃貸住宅(民間アパートなど)」(21.5%)となっている。
- 現在、一緒に住んでいる人は「子ども」という人が80.2%で最も多くなって

3 多くの被害者は、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員等から情報提供や助言を受けたり、母子生活支援施設等を利用している。一方、「利用を申し込んだが、実現しなかった」、「知らなかった・利用できるものがなかった」という人も支援策ごとに一定数あった。

- 「利用した」人が多い支援は、「配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員等による情報提供や助言」(57.8%)、「公的施設(母子生活支援施設など)への入所」(56.6%)、「ハローワーク等での職業紹介や相談」(51.9%)で半数以上が利用したことがある。以下、「子どもの学校や保育所に関する支援」(45.6%)、「国民健康保険等への新たな加入」(42.9%)、「児童扶養手当の受給」(42.3%)等となっている。
- 「公的賃貸住宅(公営住宅など)への入居」は、「利用を申し込んだが、実現しなかった」割合が「利用した」割合よりも8.1ポイント高くなっている。「児童扶養手当の受給」、「生活保護の受給」についても、「利用を申し込んだが、実現しなかった」割合がそれぞれ7.7%、6.9%となっている。